

2023年1月17日

各 位

会 社 名 北日本紡績株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 粕谷 俊昭  
 (コード：3409 東証スタンダード)  
 問合せ先 取締役 篠原 顕二郎  
 (TEL. 076-277-7530)

**第三者割当による新株式発行及び行使価額修正条項付新株予約権発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、2023年1月17日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下「本新株式」といいます。）及び行使価額修正条項付第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式発行並びに行使価額修正条項付新株予約権発行

1. 募集の概要

<本新株式の概要>

(1) 払込期日	2023年2月7日（火曜日）
(2) 発行新株式数	当社普通株式 2,040,800株
(3) 発行価額	1株につき 金79円
(4) 発行価額の総額	161,223,200円
(5) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 PT ASIA PLASTIK VICTORI 2,040,800株
(6) 資本組入額	1株 39.5円(総額80,611,600円)
(7) その他	前記各号については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とする。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2023年2月8日（水曜日）
(2) 新株予約権の総数	20,408個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株）
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり53円（総額 1,081,624円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,040,800株

<p>(5) 資金調達額</p>	<p>162,304,824 円 (内訳) 新株予約権発行分 1,081,624 円 新株予約権行使分 161,223,200 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>当初行使価額： 1 株につき 79 円 下限行使価額： 1 株につき 62 円 行使価額の修正： 当社は 2023 年 2 月 8 日以降、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。 ① 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であつて同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合 なお、行使価額の修正は、本新株予約権に対し新株予約権の行使義務を発生させるものではない。 行使価額の修正頻度： 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）： 126,529,600 円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p>
<p>(7) 割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法によります。 PT ASIA PLASTIK VICTORI 2,040,800 個</p>
<p>(8) 行使期間</p>	<p>2023 年 2 月 9 日から 2025 年 2 月 7 日</p>
<p>(9) その他</p>	<p>① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ② 取得条項 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の 120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日にお</p>

	<p>いて本新株予約権 1 個につき当初発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届け出の効力発生を条件とする。</p>
--	--

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 17,399,894 株

(現在の資本金 1,117,704,770 円 2022 年 9 月 30 日現在。自己株式 (244,091 株) を含む。)

増資による増加株式数 4,081,600 株

(今回の増加資本額 161,764,012 円

資本金組入額 本新株式 1 株当たり 39.5 円 本新株予約権 1 株当たり 39.765 円)

増資後発行済株式総数 21,481,494 株

(増資後の資本額 1,279,468,782 円)

(注) 上記増資の株式数は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記の株式数は減少します。

## 3. 募集の目的及び理由

### (1) 第三者割当の目的

当社は、2021 年 1 月 12 日に発表した中期経営計画において新規事業（ヘルスケア事業及びリサイクル事業）の早期実現を掲げ、紡績事業とは全く異なる事業に進出しました。

リサイクル事業においては、2020 年 9 月 4 日に事業開始以来、白山工場を拠点に北陸三県のメーカー、産廃業者や運送会社より引き取りした廃プラスチックの粉碎及び圧縮加工を開始し、2021 年 9 月 10 日に東樺化成株式会社よりプラスチックペレット製造販売事業の譲受として掛川工場の取得、2021 年 11 月 4 日に金井産業株式会社の完全子会社化を経て本格的にリサイクル事業に参入しております。しかしながら、2023 年 3 月期第 1 四半期会計期間においては、生産設備の不具合を受け大幅な生産減少になったこと、また主要取引先である中国の景気後退の影響を強く受けて大幅な販売数量減少となったことから、販売ポートフォリオの見直しによる国内販売先の開拓に注力し、2022 年 11 月より国内大手プラスチック成形メーカー向けの販売を開始しております。国内大手メーカーの品質要求レベルは高く、安定供給の責任があること、再生プラスチックの今後一層の需要増加が見込まれることから、安定生産のための製造ラインの見直し及び品質改善のための設備投資、原材料である廃プラスチックの仕入強化のために営業人員の確保が必要であり、経済情勢に柔軟的に対応できる販売ポートフォリオ獲得のための営業強化が当該事業の価値向上につながると考えております。

一方で、既存事業のうちテキスタイル事業においては、中東各地域では、年初からの新型コロナウイルス感染者の減少傾向に伴い、得意先からの商品の前倒し受注が得られており好調に推移しておりますが、委託先である国内加工場（中国及び東南アジアから輸入した生機に対する染色加工を委託している企業）の稼働率が高止まっていることに備え、原材料である生機を国内に在庫し機動的な出荷に対応できる体制を準備するとともに国内加工場の稼働状況に応じて染色加工を前倒して依頼する必要があります。

当社の連結業績及び財政状態は、第 99 期(2022 年 3 月期)は売上高 830 百万円、営業損失(△140 百万円)、経常損失(△129 百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失(△128 百万円)、総資産(2,070 百万円)、負債(989 百万円)、純資産(1,080 百万円)、第 100 期(2023 年 3 月期)第 2 四半期は売上高 551 百万円、営業損失(△81 百万円)、経常損失(△66 百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失(△89 百万円)、総資産(2,054 百万円)、負債(1,075

百万円)、純資産(979 百万円)となりました。上述したように既存事業の安定化及び当社の財務状況を鑑みて新たに資金調達が必要であると判断しました。つきましては、本経営方針にご賛同いただける投資家様からの出資をいただき、事業を推進する投資を行うため、加えて、財務基盤の安定化を図るため、新規発行株式並びに新株予約権の発行による本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

## (2) 本第三者割当を選択した理由

上記「3. 募集の目的及び理由(1) 第三者割当の目的」並びに下記「4. 調達資金の額、用途及び支出(予定)時期(2) 具体的な資金用途及び支出時期」に記載した内容を進めるに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを下記のように勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

### (A) 金融機関からの借入

金融機関からの借入につきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し資金調達方法の候補から除外することといたしました。

### (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては現実的ではないと判断いたしました。

### (C) 株主割当てによる株式、新株予約権の発行

株主割当てによる新株の発行につきましては、前回2020年11月の株主割当てによる増資時に、応募がなされなかったことによる失権株が当初予定発行株式数の3割を超過したことを踏まえ、必要な資金が確保できる確実性に乏しいと判断しました。

また、株主割当てによる新株予約権の発行につきましても、発行当初からの業績や株価の変動によって発行株式数が不確定となることはリスクであり、行使される数が多数の一般投資家による投資判断に依拠することを踏まえると、当社ビジネスへの一定の理解のある投資家に割り当てる方法のほうが行使の確実性が高いものと判断しました。以上を勘案した結果、検討から除外いたしました。

### (D) ライツ・オフERING (コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフERING(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフERINGのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初調達していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる利点があります。当社は、前回の株主割当てによる増資時より、同スキームについてもその実現可能性を検討しておりますが、現時点においては当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、引き続き資金調達方法の候補から除外しております。

#### (E) 社債の発行

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

当社が重視した、本新株式及び本新株予約権を組み合わせることへのメリットとデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

##### メリットとなる要素

- ① 当初における一定の資金調達として、本新株式及び本新株予約権の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。
- ② 本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 2,040,800 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
- ③ 一部を新株予約権として発行することで、その行使は時期が分散されるものと見込まれることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。

##### デメリットとなる要素

- ① 本新株式及び本新株予約権の両者ともに、第三者割当方式という、当社と割当予定先の相対契約であるため、新たな資金提供元を発掘するという点において限界があります。
- ② 本新株予約権については、割当先が行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。
- ③ 本新株の発行及び本新株予約権の行使が進んだ場合、最終的には 4,081,600 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

以上を検討の結果、現在実現可能であると考えられる資金調達の方法の中で最も確実性が高いこと、当社の独立性を維持することができることなどを総合的に勘案して、第三者割当増資が適切であると判断いたしました。

#### 4. 調達資金の額、使途及び支出（予定）時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
323,528,024	4,512,000	319,016,024

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額 161,223,200 円に、本新株予約権の発行価額 1,081,624 円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 161,223,200 円を合算した金額であります。なお、新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) 手取金の使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、割当予定先調査費用(264千円)、新株予約権価額算定費用(990千円)、登録免許税及び司法書士報酬等(1,100千円)、株式発行手数料(220千円)、有価証券届出書作成に関する費用(弁護士報酬1,100千円、XBRL化費用838千円)、の合計額です。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 具体的な資金使途及び支出時期

調達資金は、テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用、リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費、運転資金、太陽光発電パネルの設置費用に充当する予定です。資金使途の詳細は下表をご参照願います。

調達資金の使途

(本新株式)

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出 (予定) 時期
① テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等	80百万円	2023年2月～2025年3月
② リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費等	77百万円	2023年2月～2025年3月
合計	157百万円	

(本新株予約権)

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出 (予定) 時期
① テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等	30百万円	2023年2月～2025年3月
② リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費等	23百万円	2023年2月～2025年3月
③ 運転資金	79百万円	2023年2月～2025年3月
④ 再生可能エネルギー設備導入	30百万円	2023年8月～2025年3月
合計	162百万円	

(注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。

(注2) 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その状況に応じて、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。

(注3) 本新株式と本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、上記表に記載のとおり本新株式により調達した資金の使途と本新株予約権により調達した資金の使途は同様の使途を予定しております。

(注4) 手取金の使途の優先順位は、上記①を最優先、以下②、③、④の順にて充当する予定で、不足が生じた場合には別途対応検討いたします。

(注5) 新株発行により調達する資金使途並びに新株予約権により調達する資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

① テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等

中東各地域では、年初からの新型コロナウイルス感染者の減少傾向に伴い、得意先からの商品の前倒し受注が得られております。東南アジア向け商品は、前連結会計期間末における加工出荷遅れを挽回し、新たな引き合いも増え、堅調に推移しております。一方、染色加工の委託先である国内加工場の稼働率が高止まりしていることから、原材料である生機を国内に在庫し機動的な出荷に対応できる体制を準備するとともに国内加工場の稼働状況に応じて染色加工を前倒しで依頼する必要があります。今後も受注が増加することを見込み原材料である生機の調達費用及び加工費用として110百万円を充当いたします。

② リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費等

前連結会計年度より新たに開始したリサイクル事業につきましては、第1四半期会計期間において

は、生産設備の不具合を受け大幅な生産量減少となりましたが、第2四半期会計期間以降は順調な生産を継続中であります。

再生プラスチックの世界市場規模は、2021年の267億7,000万米ドルからCAGR10.2%で成長し、2028年には528億3,000万米ドルに達すると予測されております。日本国内では環境省による「プラスチック資源循環戦略」において2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用の目標を掲げており、当社としては、当該事業拡大の絶好の機会と捉えております。販売についてはこれまで主たる販売先である中国以外の販売開拓を求めて、事業の安定化を図っており、2022年11月より国内大手メーカーに販売を開始しております。国内メーカーが求める品質レベルは高く、安定供給の責任があること、再生プラスチックの今後一層の需要増加が見込まれることから、安定生産のための製造ラインの見直し及び修繕費20百万円、品質改善のための新たな設備投資10百万円、製造ラインの増設50百万円並びに原材料である廃プラスチックの仕入強化のための営業人員の採用費及び人件費として20百万円を充当いたします。

### ③ 運転資金

当社は、第99期(2022年3月期)の連結業績において営業損失140百万円及び経常損失129百万円を計上しており、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。これまで事業の中核をなしていた紡績事業及びテキスタイル事業に加えて、リサイクル事業の展開等、新たなビジネス領域を拡大することで、早期の黒字化を目指しておりますが、収益化までには一定の時間を要すること、また金融市場の状況等によっては、資金調達が困難になる可能性も存在していることから、本社運転資金として一定程度の資金確保を行うことが必要であると認識しております。

当社の第99期(2022年3月期)より計算した平均月商は60百万円であり、予期せぬ資金需要に対しても一定の余裕を持った運転資金の残高を維持することが必要と考えており、有事に備えて月商の数ヶ月分程度の資金プールが望まれると考えているため、79百万円を充当いたします。

### ④ 再生可能エネルギー設備導入

昨今の原油価格高騰やウクライナ情勢などの様々な要因で電気料金の値上げが続いており、深刻な電力不足や値上がりは今後も続く見込んでおります。

白山工場においてはリサイクル事業を開始しており、既存の紡績事業も含め今後更に電力が必要になってくると考えられ、対策及び遊休地の活用のため白山工場内に太陽光発電パネルの設置費用として30百万円充当いたします。

## (3) 前回調達資金の使途

「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等」をご参照ください。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は1948年10月に会社発足以来、70年以上も紡績事業を頑に行ってきました。しかしながら、紡績事業を取り巻く環境は、日本の高度成長後、リーマンショック、東日本大震災等を経て、社会・経済情勢は目まぐるしく変遷し、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響を受け、先の見えない状況となっております。そのような中、当社も変化に対する柔軟な対応力が求められます。

当社は、本新株及び新株予約権の発行により調達した資金を上記「4. 調達資金の額、使途及び支出（予定）時期（2）具体的な資金使途及び支出時期」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに当社成長戦略を実現し、確実に利益を生み出す企業体質へと改善することを目指しております。

既存の株主の皆様に対しては、本新株式及び本新株予約権の発行により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、主力事業である紡績事業に加えて、テキスタイル事業及びリサイクル事業の事業基盤を強化し、安定した収益を確保することが、当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### （1）発行価額の算定根拠

#### ① 本新株式

新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2023年1月16日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額である79円といたしました。取締役会決議の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の既存事業の安定した収益の確保及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2023年1月16日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である91円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して13.19%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である103円に対して23.30%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である111円に対して28.83%のディスカウントとなる金額です。また、新株式の発行価額は直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を優先して比較しており、有利発行には該当しないと判断いたしました。なお、本発行価額たる、第三者割当増資決議日の前日営業日の東京証券取引所における当社株式の終値に0.9を乗じた額の価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものであることから、合理的な価額であると認識しております。

さらに、当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役2名）からも、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

## ② 本新株予約権

発行決議日時点における第3回新株予約権の1個の発行価格は、割当予定先との間での協議を経て53円としました。なお、当社は、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法を含む)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路うえでの新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2023年1月16日における当社普通株式の株価終値87円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)46.39%、満期までの期間2.05年、配当利率0.00%、安全資産利子率 $\Delta$ 0.03%、取得条項、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、上記汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。なお、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと仮定しております。これは、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の120%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(取得日)の2週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を持つものとしているためです。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、割当予定先との間で慎重な協議を重ねた結果、発行決議日時点における第3回新株予約権の1個の発行価格は当該評価額と同額の53円といたしました。これは、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断したためであります。また、本新株予約権の行使に際して純資産に組み入れるべき1株当たりの金額(以下、行使価格)は本新株式の発行価格と同額の79円と設定しております。本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2023年1月16日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値87円を参考として、終値に0.9を乗じた金額を採用することといたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヵ月間の終値平均91円に対するディスカウント率は13.19%、当該直前営業日までの3ヵ月間の終値平均103円に対するディスカウント率は23.30%、当該直前営業日までの6ヵ月間の終値平均111円に対するディスカウント率は28.83%となっております。本新株予約権の目的たる株式の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、行使価額を前日終値に対しディスカウントを行いましたのは、他社事例も参考に、当社普通株式の株価動向等を勘案し、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものであります。日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。さらに、当社監査等委員3名全員(うち会社法上の社外取締役2名)から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得

ております。

これにより、新株予約権の行使に際して払い込まれるべき1株当たりの金額(以下、払込金額)は、本新株予約権の目的たる株式の行使価額79円と同額といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化は合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資において発行する当社株式の数は2,040,800株(議決権数20,408個)、並びに本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合の発行する当社株式の数は4,081,600株(議決権数40,816個)の予定であり、2022年3月31日現在の発行済株式総数17,399,894株(2022年3月31日現在の総議決権数171,558個)に対して23.45%(議決権比率23.79%)の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達資金の使途」のとおり、①テキスタイル事業、②リサイクル事業、③運転資金、④再生可能エネルギー設備導入に充当する予定であり、これによって財務基盤を一層強化させるとともに確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、新規事業の中長期的な成長により収益基盤を強化することを目指しており、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① PT ASIA PLASTIK VICTORI

(1) 名称	PT ASIA PLASTIK VICTORI								
(2) 本店の所在地	JL. HANG KESTURI KAV. A-39 & A-02, Desa/Kelurahan Kabil, Kec. Nongsa, Kota Batam, Provinsi Kepulauan Riau								
(3) 代表者の役職及び氏名	CEO HENDRA								
(4) 資本金	424万円								
(5) 事業の内容	プラスチック樹脂、プラスチック製品の販売及び輸入輸出業務、投資業務								
(6) 設立年月日	2022年1月1日								
(7) 発行済株式数	500株								
(8) 決算期	12月								
(9) 従業員数	—								
(10) 主要取引先	—								
(11) 主要取引銀行	United Overseas Bank Limited								
(12) 主たる出資者及びその出資比率	HENDRA 60% NATALIA INDRIATI 40%								
(13) 当社と割当予定先との間の関係	<table border="1"><tr><td>出資関係</td><td>該当事項はありません。</td></tr><tr><td>人事関係</td><td>該当事項はありません。</td></tr><tr><td>資金関係</td><td>該当事項はありません。</td></tr><tr><td>取引関係</td><td>該当事項はありません。</td></tr></table>	出資関係	該当事項はありません。	人事関係	該当事項はありません。	資金関係	該当事項はありません。	取引関係	該当事項はありません。
出資関係	該当事項はありません。								
人事関係	該当事項はありません。								
資金関係	該当事項はありません。								
取引関係	該当事項はありません。								
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	PT ASIA PLASTIK VICTORIは2022年1月1日設立のため、経営成績及び財政状態は記載しておりません。「7.(4) 払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、割当予定先が割当予定株式数に係る払込に要する資金に相当する資金を有するものと判断しております。								

※上記資本金の日本円への換算は2023年1月17日現在の為替レート(1ルピア=0.0085円)にて行っております。

## (2) 割当予定先の選定理由

割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIは、インドネシアを拠点にプラスチック樹脂とプラスチック製品のリサイクルに関連する販売及び輸入輸出業務、投資業務等の事業を手掛けており、東南アジアにおいてプラスチック製品の販売先、事業投資先等幅広いネットワークを有しております。インドネシアは東南アジア諸国の中でも最も人口が多く、2022年第3四半期（7～9月）のGDP成長率は前年同期比5.72%、2023年以降は5.3%程度の成長に加速すると予測しており、将来的に同社を通じて成長市場であるインドネシアの開拓も念頭に置いております。

当社の代表取締役粕谷氏は、前職である化学メーカー及び化学系商社の在籍時の人脈を活かし、2021年7月21日に実施した第三割当増資の割当先であるASIA PLASTIC VICTORY PTE. LTD. に対して第三割当増資及び第三者割当新株予約権の引受を打診したところ、ASIA PLASTIC VICTORY PTE. LTD.の出資者であるNATALIA INDRIATI氏及びHENDORA氏より新たにインドネシアに設立したPT ASIA PLASTIK VICTORI（投資分門と商社部門を担う法人）にて引受をしたいと要望がありました。そこで、9月下旬頃にPT ASIA PLASTIK VICTORIの出資者でありASIA PLASTIC VICTORY PTE. LTD.の出資者でもあるNATALIA INDRIATI氏に今後の経営基盤の強化、成長戦略を計画するうえで資金が必要なことを説明し、当社の事業内容をご理解いただいたうえで、10月初旬頃に今般の第三者割当増資、第三者割当新株予約権の引受の意向をいただきました。

当社は、PT ASIA PLASTIK VICTORIの2022年11月時点の試算表を入手し、設立後2022年1月から2022年11月までの間に順調に収益を獲得していることから、財務状態にも問題は無いことを確認いたしました。

## (3) 株券等の保有方針及び行使制限措置

本新株式及び本新株予約権について、当社とPT ASIA PLASTIK VICTORIとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本割当予定先は、当社に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。なお、当社はPT ASIA PLASTIK VICTORIから、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

また、当社と本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権につき下記の内容を含む第3回新株予約権買取契約を締結します。

ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第3回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第3回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第3回新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第3回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第3回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第3回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、第3回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先から資料提出を受け確認しております。

PT ASIA PLASTIK VICTORIについては、2022年12末時点のネットバンキングの残高の提出を受け、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認し、払込資金の原資について自己資金である旨を口頭にて確認いたしました。

上記のとおり、各割当予定先から提出された資料により、本第三者割当増資の払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

以上から、各割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当増資の払込みについては問題ないと判断いたしました。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIより、反社会的勢力ではない旨を確認するため、割当予定先へヒヤリング並びに「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を要請し、これを受領しております。また、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMR(住所：東京都千代田区神田錦町3-15 代表取締役：高橋新治)に調査を依頼し、PT ASIA PLASTIK VICTORI、及びその出資者と役員全員、及びその組合員全員、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

8. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 新株割当後の持株数と持分比率

氏名又は名称	住所	割当前 (2023年9月30日現在)		割当後	
		株数	割合	株数	割合
PT ASIA PLASTIC VICTORY (常任代理人 NY総合法律事務所)	JL. HANG KESTURI KAV. A-39 & A-02, Desa/Kelurahan Kabil, Kec. Nongsa, Kota Batam, Provinsi Kepulauan Riau	—	—	2,040,800株	10.63%
合同会社サクセスインベストメント	東京都中央区日本橋馬喰町2丁目5番12号6F	1,278,100株	7.45%	1,278,100株	6.66%
ASIA PLASTIC VICTORY PTE. LTD. (常任代理人 NY総合法律事務所)	56 KALLANG PUDDING ROAD #07-02 HH@KALLANG SINGAPORE	877,900株	5.12%	877,900株	4.57%
直山 秀人	石川県金沢市	653,310株	3.81%	653,310株	3.40%
SBI証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	405,600株	2.36%	405,600株	2.11%
帝人株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号	350,000株	2.04%	350,000株	1.82%
鷺津 有一	静岡県浜松市中区	350,000株	2.04%	350,000株	1.82%
正井 宏治	大阪府豊中市	340,600株	1.99%	340,600株	1.77%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH-FIRM EQUITY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	1 RAFFLES LINK, #03/#04-01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE 039393	312,400株	1.82%	312,400株	1.63%
株式会社ティスコ	大阪府大阪市浪速区幸町2丁目2番24号スタジオ幸町206号	301,300株	1.76%	301,300株	1.57%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「発行済株式の総数に対する所有株式の割合」は、自己株式を除いて算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割り当て後の発行済株式の総数に対する所有株式の割合」については、2022年9月30日現在の所有株式数及び所有議決権数（自己株式を除きます。）に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。
3. 「発行済株式の総数に対する所有株式の割合」及び「割当後の発行済株式の総数に対する所有株式の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) 新株予約権が全部行使された場合の持株比率と持分比率

氏名又は名称	住所	割当前 (2023年9月30日現在)		割当後	
		株数	割合	株数	割合
PT ASIA PLASTIK VICTORI (常任代理人 NY総合法律事務所)	JL. HANG KESTURI KAV. A-39 & A-02, Desa/Kelurahan Kabil, Kec. Nongsa, Kota Batam, Provinsi Kepulauan Riau	—	—	4,081,600株	19.22%
合同会社サクセス インベストメント	東京都中央区日本橋馬喰町2丁目 5番12号6F	1,278,100株	7.45%	1,278,100株	6.02%
ASIA PLASTIC VICTORY PTE. LTD. (常任代理人 NY総合法律事務所)	56 KALLANG PUDDING ROAD #07- 02 HH@KALLANG SINGAPORE	877,900株	5.12%	877,900株	4.13%
直山 秀人	石川県金沢市	653,310株	3.81%	653,310株	3.08%
SBI証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1 号	405,600株	2.36%	405,600株	1.91%
帝人株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁目 2番4号	350,000株	2.04%	350,000株	1.65%
鷺津 有一	静岡県浜松市中区	350,000株	2.04%	350,000株	1.65%
正井 宏治	大阪府豊中市	340,600株	1.99%	340,600株	1.60%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH-FIRM EQUIY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイス 証券株式会社)	1 RAFFLES LINK, #03/#04- 01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE 039393	312,400株	1.82%	312,400株	1.47%
株式会社ティスコ	大阪府大阪市浪速区幸町2丁目 2番24号スタジオ幸町206号	301,300株	1.76%	301,300株	1.42%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「発行済株式の総数に対する所有株式の割合」は、自己株式を除いて算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の発行済株式の総数に対する所有株式の割合」については、2022年9月30日現在の所有株式数及び所有議決権数（自己株式を除きます。）に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3. 新株予約権割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

4. 「発行済株式の総数に対する所有株式の割合」及び「割当後の発行済株式の総数に対する所有株式の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

5. 本件第三者割当の割当予定先の保有方針は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得された株式は、市場動向を勘案しながら売却してゆく方針であります。新株予約権が全部行使された場合の持株比率の計算には、長期保有が見込まれない株式も含んでいます。

## 9. 今後の見通し

本件第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行は、当社の事業及び経営基盤の強化に寄与すると考えられますが、当社の当期の業績に与える影響は軽微であります。今後の当社の業績への具体的な影響額が明らかになった場合には、速やかに開示致します。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高（千円）	590,024	615,391	830,451
営業利益（千円）	△59,784	△112,359	△140,408
経常利益（千円）	△48,444	△99,358	△129,098
当期純利益（千円）	△49,586	△61,214	△128,098
1株当たり当期純利益（円）	△5.74	△5.69	△7.87
1株当たり配当金（円）	0	0	0
1株当たり純資産額（円）	53.91	58.00	62.87

(注) 当社は2020年6月6日付で普通株式1株につき7株の割合で株式分割を行っており、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (2) 現時点における発行株式数及び潜在株式数の状況（2021年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数（自己株式を含む）	17,399,894株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,040,800株	1.17%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始値	227円	423円	144円
高値	452円	844円	179円
安値	222円	148円	123円
終値	428円	210円	137円
株価収益率	—	—	—

(注) 1. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、2020年3月期から2022年3月期の株価収益率については、いずれも当期純損失のため記載しておりません。

2. 当社は2020年6月6日付で普通株式1株につき7株の割合で株式分割を行っており、株価については、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

②最近6カ月間の状況

	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月
始値	130円	122円	108円	113円	104円	89円
高値	130円	123円	116円	114円	105円	91円
安値	119円	104円	107円	103円	85円	86円
終値	122円	108円	113円	104円	89円	87円

(注) 2023年1月の株価については、2023年1月16日現在で表示しております。

③発行議決日前営業日における株価

	2023年1月16日
始値	88円
高値	88円
安値	86円
終値	87円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

会社法202条に基づく株主割当による新株式発行

新株式の効力発生日	2020年11月27日		
調達資金の額	430,898,580円(差引手取概算額 427,898,580円)		
募集時における発行済株式数	9,037,700株		
当該募集による株式数	9,037,700株		
行使状況(失権株を除いた新株式の発行数)	6,155,694株		
発行時における当初の資金使途	具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出(予定)時期
	① ヘルスケア事業の拡充	50	2020年11月～2021年5月
	② リサイクル事業の立ち上げ	120	2021年5月～2022年3月
	③ 紡績糸の研究開発費用	50	2020年11月～2021年12月
	④ テキスタイル事業の拡充	80	2020年11月～2021年10月
	⑤ 当社の運転資金	60	2021年6月～2022年3月
	⑥ 短期借入金の返済	70	2020年12月～2021年5月
	合計	430	
現時点における充当状況	具体的な使途	2022年12月末時点での当状況 (百万円)	支出時期
	① ヘルスケア事業の拡充	50	2020年11月～2021年5月
	② リサイクル事業の立ち上げ	120	2021年5月～2022年3月
	③ 紡績糸の研究開発費用	50	2020年11月～2021年12月
	④ テキスタイル事業への充当	80	2020年11月～2021年10月
	⑤ 当社の運転資金	60	2021年6月～2022年3月
	⑥ 短期借入金の返済	70	2020年12月～2021年5月
	合計	430	

第三者割当による新株式の発行

新株式の効力発生日	2021年8月11日		
調達資金の額	200,003,580 円		
募集時における発行済株式数	15,193,394株		
当該募集による株式数	1,175,800株		
募集後における発行済株式総数	16,369,194株		
発行時における当初の資金用途	具体的な用途	支出予定額 (百万円)	支出時期
	事業基盤の獲得・拡大を目的としたM&Aに伴う株式取得費用等	200	2021年8月～2022年3月
	合計	200	
現時点における充当状況	具体的な用途	2022年12月末時点での当状況(注) (百万円)	支出(予定)時期
	事業基盤の獲得・拡大を目的としたM&Aに伴う株式取得費用等	200	2021年8月～2022年3月
	合計	200	

第三者割当による第2回新株予約権の発行

割当日	2021年8月13日
発行新株予約権数	24,690個
発行価額	2,839,350 円(新株予約権1個当たり115 円)
発行時における調達予定資金の額	422,816,250 円(差引手取概算額 418,270,050円) (内訳) 新株予約権発行分 2,839,350 円 新株予約権行使分 419,976,900 円
募集時における発行済株式数	15,193,394株
当該募集による潜在株式数	2,469,000株
現時点における調達した資金の額	2022年12月末時点において178百万円調達しております。

発行時における 当初の資金使途	具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出時期
	事業基盤の獲得・拡大を 目的としたM&Aに伴う 株式取得費用等	418	2021年8月～2023年6月
	合計	418	
現時点における 充当状況	具体的な使途	2022年12月末時点 での当状況(注) (百万円)	支出(予定)時期
	事業基盤の獲得・拡大を 目的としたM&Aに伴う 株式取得費用等	178	2021年8月～2023年6月
	合計	178	

(5) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

1.2. 発行要項

本新株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ以下の通りです。

① 新株式発行

- |                |   |
|----------------|---|
| 1. 発行新株式数 普通株式 | 2,040,800 株                               |
| 2. 払込金額        | 1 株につき 79 円                               |
| 3. 払込金額の総額     | 161,223,200 円                             |
| 4. 増加する資本金の額   | 80,611,600 円                              |
| 5. 増加する資本準備金の額 | 80,611,600 円                              |
| 6. 払込期日        | 2023 年 2 月 7 日                            |
| 7. 募集又は割当方法    | 第三者割当の方法による                               |
| 8. 割当予定先       | PT ASIA PLASTIK VICTORI 2,040,800 株       |
| 9. 払込取扱場所      | 北國銀行本店営業部                                 |
| 10. その他        | 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

② 新株予約権発行

- |                        |                                       |
|------------------------|---------------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行金額の総額       | 1,081,624 円                           |
| 2. 申込期間                | 2023 年 2 月 3 日～2月 6 日                 |
| 3. 払込期日                | 2023 年 2 月 7 日                        |
| 4. 割当日                 | 2023 年 2 月 8 日                        |
| 5. 新株予約権の総数            | 20,408 個 (新株予約権 1 個につき目的となる株数は 100 株) |
| 6. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |                                       |

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は甲普通株式とし、その総数は2,040,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 甲が下記7(2)の規定に従って行使価額（下記7(1)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記7(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記7(2)②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、甲は調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により甲が甲普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、79円とする。ただし、行使価額は本項(2)の規定に従って調整されるものとする。
- (2) 行使価額の調整  
① 甲は、本新株予約権の割当日後、本項②に掲げる各事由により甲の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 一 本項④第二号に定める時価を下回る払込金額をもって甲普通株式を新たに発行し、又は甲の有する甲普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他甲普通株式の交付を請求できる権利の行使によって甲普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により甲普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発

生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式分割により甲普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

三 本項④第二号に定める時価を下回る払込金額をもって甲普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項④第二号に定める時価を下回る払込金額をもって甲普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

四 甲の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項④第二号に定める時価を下回る価額をもって甲普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ 行使価額調整式の各数値については、次の各号に従う。
- 一 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 二 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における甲普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- 三 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における甲の発行済普通株式の総数から、当該日において甲の保有する甲普通株式を控除した数とする。
- ⑤ 本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、甲は、必要な行使価額の調整を行う。
- 一 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- 二 その他甲の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 三 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、甲は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

162,304,824円

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び甲が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減

少する。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額

本新株予約権の行使により交付する甲普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記6記載の株式の数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により甲普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

10. 新株予約権の行使期間

2023年2月9日から2025年2月7日までとする。ただし、下記13に従って甲が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、甲が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

11. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求受付場所

北日本紡績株式会社 総務部  
石川県白山市福留町201番地1

(2) 新株予約権の行使請求取次場所

該当事項はない。

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社北國銀行 本店営業部

12. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって甲の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における甲普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合、甲は、甲取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法として甲取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、甲取締役会の承認を要するものとする。

15. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

甲が、合併（合併により甲が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類は、再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ④ 新株予約権を行使することのできる期間は、上記 10 に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、上記 10 に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記 9(2)に準じて決定する。
  - ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 7(1)に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
  - ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件は、上記 12 及び 13 に準じて決定する。
  - ⑧ 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
16. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、甲の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記 10 に定める行使期間中に上記 11 に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、(1)の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記 11 に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の甲が指定する口座に振り込むものとする。
17. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が全部上記 11 に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記 11 に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の甲の指定する口座に入金された日に発生する。
18. 本新株予約権証券の発行
- 甲は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
19. 株券の不発行
- 甲は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
20. 株式の交付方法
- 甲は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の記録を行うことにより株式を交付する。
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、甲は必要な措置を講じる。
  - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、甲代表取締役社長に一任する。

## 22. 行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,040,800株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、6記載のとおり、調整されることがある）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

### (2) 行使価額の修正基準

甲は2023年2月8日以降、甲の経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、甲取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、甲は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における甲普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（ただし、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、以下に該当する場合には甲はかかる通知を行うことができない。

- ① 金融商品取引法第166条第2項に定める甲の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

### (3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

### (4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は当初62円とする。7(2)の規定を準用して調整される。

### (5) 割当株式数の上限

2,040,800株（発行済株式総数に対する割合は11.72%）

### (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本項(4)記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額

126,529,600円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

### (7) 本新株予約権には、甲の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、14参照）

## 24. 行使制限措置

- (1) 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、単一暦月中に割当予定先が第3回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第3回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、乙は当該10%を超える部分に係る第3回新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を行うことができない。

- (2) 乙は、第3回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該第3回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行わなければならない。

- (3) 乙は、第3回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、甲との間で前2号に係る義務を負うことに合意させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも甲に対して同様の義務を承継すべき旨を合意させなければならない。

- (4) 甲は、前項の譲渡先となる者との間で、第1号及び第2号の内容を合意し、また、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも第1号及び第2号の内容を合意する。

## II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

### 1. 異動が生じた経緯

本件第三者割当による本新株式の割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIは、本新株式を発行することにより、当社の議決権の数20,408個（本新株式発行後議決権所有割合10.64%）を所有する株主となることから、主要株主及び主要株主である筆頭株主となる見込です。

### 2. 異動した株主の概要

PT ASIA PLASTIK VICTORIの概要は、「7. 割当予定先の選定理由等(1)割当予定先の概要」をご参照下さい。

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合 PT ASIA PLASTIK VICTORI

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2022年9月30日現在)	0個 (0株)	0%	—
異動後	20,408個 (2,040,800株)	10.64%	1位

※議決権を有しない株式として発行済み株式総数から控除した株式数 256,294株

2022年9月30日現在の発行済み株式総数 17,399,894株

### 4. 今後の見通し

主要株主の異動に伴う当社の経営及び業績に与える影響はございません。

以上